

説 明 書

1. 業 務 名

平成 30 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「インバウンド観光人材の養成事業」

2. 実 施 時 期

契約締結の日～平成 31 年 2 月 28 日

3. 業 務 の 目 的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMO が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。

本事業では、「縁の道～山陰～」エリアを周遊する訪日外国人旅行者の受入環境（ソフト）整備の一環として、訪日外国人旅行者の増加をビジネスチャンスとして捉え、訪日外国人旅行者向けに事業創出を行う継続的な人材の育成を行う。「縁の道～山陰～」エリアの観光地域づくりを含め、その中核を担う人材の育成を行うことにより、地域・業態プラットフォームの形成と拡張を促進する。

※当機構が定義する「中核人材(中核を担う人材)」とは、インバウンド情勢や山陰の状況を理解し、また、山陰に不足しているインバウンドビジネスを創出したり事業展開する上で、そのノウハウを身に着け今後のインバウンドビジネスの中心となりうる人材です。

4. 業 務 の 内 容

インバウンドビジネス実践支援業務

(1) 概要

昨年度に機構が実施した人材育成事業の受講者を中心に、訪日外国人旅行者向けにインバウンドビジネスを具体的に展開しようとしている者に対し、専門人材を派遣し必要、的確なコンサルを実施し、事業展開のスピードアップを図る。また、確実な課題解決を行う。これにより、人材育成から事業展開までを具現化する「ビジネス人材」支援を行う。

専門人材については事業者提案によるが、(一社)山陰インバウンド機構と協議の上決定する。

(2) 対象

「縁の道～山陰～」エリアにおいて、インバウンドビジネスを展開しようとして準備している、または展開しているが軌道に乗っていない事業者で、昨年度の人材育成事業の受講者を中心に抽出する。

抽出先は 3 事業者程度とするが、(一社)山陰インバウンド機構と専門家が協議の上で決定する。

(3) 開催時期等

平成 30 年 7 月から平成 31 年 2 月末

(4) 内容

①対象事業者の状況に即し、個別に専門家が課題解決に向け事業者に提案し、指導し、伴走し、結果を出すもの。

- ②事業化、課題解決編については、2～3回程度は、事業者と面談、現地を視察するなどして対応する。その他、課題に応じ柔軟な対応を求める。
- ③専門家による支援業務の進捗管理をする。
- ④専門家の旅費・コンサル料などを経費に含めること。

インバウンドビジネス中級編：人材育成セミナー開催業務

(1) 概要

「縁の道～山陰～」エリアの観光地域づくりを含め、訪日外国人旅行者をターゲットとしたインバウンドビジネスを担う人材を育成するセミナーを開催する。

また、本セミナー全体のコーディネーターを選定する。コーディネーターについては事業者提案によるが、(一社)山陰インバウンド機構と協議の上決定する。

(2) 対象

「縁の道～山陰～」エリアにおいて、インバウンドを含めた観光地域づくりや訪日外国人旅行者向けにインバウンドビジネスを行おうとする者など。

なお、セミナー参加者の募集及び選定については、(一社)山陰インバウンド機構と調整の上、実施すること。

(3) 開催時期等

- ①平成30年10月下旬～平成30年11月下旬まで
- ②上記期間中の平日に、4日間程度

(4) 開催場所

鳥取県または島根県

(5) 定員

30名程度（初日：オープンセミナー30名程度、2日目を以降：15名程度）

(6) 講師

「縁の道～山陰～」にふさわしい観光・インバウンド関連事業等の分野で実績のあるファシリテーター1名と、講師をセミナー内容に沿って複数名とすること。ファシリテーター、講師については事業者提案によるが、(一社)山陰インバウンド機構と協議、調整の上決定する。

(7) 内容

- ①コーディネーター、講師等の選定、及び会場等の提案及び手配。
- ②コーディネーターと共に、実施内容を企画し、運営する。
- ③セミナー全体の進行は、ファシリテーターと受託事業者が行う。
- ④運営内容の概要としては、セミナー初日に、前半をファシリテーター講義とし、後半を講師数名による講義とし、受講生以外も参加できるオープン形式とする。2日目からは、ノウハウや実践に必要な知識を習得し、事業計画や事業を展開する訓練の場とし、終了までに受講生各々が自身の事業プランを作成し発表するまでの運営とする。セミナー実施後は、アンケートを実施すること。
- ⑤受講者の今後のインバウンドビジネスの実現展開につながるよう、選定する講師に合わせたカリキュラムを企画提案すること。
- ⑥受講者は、原則として、全て参加することを前提とする。
- ⑦受講生の受講費用は、原則無料とする。また、セミナー会場の会場費、講師の旅費・謝金等にかかる費用なども経費に含めること。

事業の効果・実績の把握、分析等業務

専門家による実践支援業務については、個々に進捗を管理し、結果を取りまとめ、必ず今後の展

開・成果等が見通せる報告をまとめること。

セミナー開催業務については、受講者に対するアンケート等により、習熟度や事業意欲等を評価・分析するとともに、今後の人材育成について提案すること。

5. 報告書の提出等

- (1) 提出物 事業実施完了報告書 (A4 判) 5 部
- (2) 提出場所 (一社)山陰インバウンド機構
- (3) 提出期限 平成 31 年 2 月 28 日 (木)

なお、作成に当たっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等を分かり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

6. その他

- (1) (一社)山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める訪日外国人拡大事業の趣旨に沿って行うこと。